

寝具製作技能検定試験の  
試験科目及びその範囲並びにその細目

平成19年2月

厚生労働省職業能力開発局

1 1級寝具製作技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

寝具製作の職種における上級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表1の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表1の右欄のとおりである。

表1

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 寝具製作法</p> <p>裁断の方法</p> <p>縫製の手順及び方法</p> <p>わた入れの手順及び方法</p> <p>仕上げの手順及び方法</p> <p>寝具の製作に使用する機械及び器工具の種類及び使用方法</p> <p>2 材 料</p>	<p>次に掲げる寝具（座ぶとんを含む。以下、同じ。）の裁断の方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 検尺及び検反 (2) 用布の見積り (3) 地直し (4) 柄裁ち (5) ふとん及び座ぶとんの裁ち方 (6) かいまき（夜着）の本裁ち及びかぎ裁ち</p> <p>次に掲げる寝具製作の縫製の手順及び方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 縫製の手順 (2) 手縫いによる縫製の方法 (3) ミシンによる縫製の方法</p> <p>寝具製作のわた入れの手順及び方法に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) わたの量の見積り (2) わた入れの手順 (3) 次の寝具のわた入れの方法</p> <p>イ 敷きふとん    ロ 掛けふとん    ハ 座ぶとん ニ 子供用ふとん    ホ 夏掛けふとん    ヘ こたつふとん ト かいまき（夜着）    チ 肌掛けふとん</p> <p>次に掲げる寝具の仕上げの手順及び方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 敷きふとん (2) 掛けふとん (3) 座ぶとん (4) 子供用ふとん (5) 夏掛けふとん (6) こたつふとん (7) かいまき（夜着） (8) 肌掛けふとん</p> <p>次に掲げる寝具の製作に使用する機械及び器工具の種類及び使用方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 裁断用機械器具 (2) 縫製用機械器具 (3) わた入れ用機械器具 (4) 仕上げ用機械器具</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>寝具の材料の種類、組織、特徴、用途及び加工方法</p>	<p>1 寝具の製作に使用する織物の種類、組織及び用途に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 次の織物の種類及び特徴</p> <p>イ 絹織物    ロ 綿織物    ハ 麻織物    ニ 毛織物</p> <p>ホ 化繊織物    ヘ 交織織物    ト 混紡織物</p> <p>(2) 次の織物組織の特徴</p> <p>イ 基本組織</p> <p>(イ) 平織    (ロ) 斜文織    (ハ) 朱子織</p> <p>ロ 変化組織</p> <p>(イ) 平織の変化組織    (ロ) 斜文織の変化組織</p> <p>(ハ) 朱子織の変化組織</p> <p>ハ 特別組織</p> <p>(イ) 重ね組織    (ロ) からみ組織    (ハ) パイル組織</p> <p>2 寝具の製作に使用する染物の種類及び特徴に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 先染め及び後染め    (2) な染及び浸染</p> <p>3 次に掲げる寝具の材料の種類、特徴及び用途について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) ふとんわた    (2) 縫い糸及びとじ糸</p> <p>4 次に掲げる加工方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 防炎加工    (2) 難燃加工    (3) 防縮加工</p> <p>(4) 防水加工    (5) 防臭加工    (6) 防かび加工</p> <p>(7) 防虫加工    (8) つや消し加工    (9) つや出し加工</p> <p>(10) その他</p>
<p>3 寝具一般</p> <p>寝具の種類及び特徴</p> <p>寝具の手入れ及び保存の方法</p>	<p>1 次に掲げる寝具（羽毛ふとん及び羽根ふとんを除く。）の種類及び特徴について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 敷きふとん    (2) 掛けふとん    (3) 座ふとん</p> <p>(4) 子供用ふとん    (5) 夏掛けふとん    (6) こたつふとん</p> <p>(7) かいまき（夜着）(8) 肌掛けふとん</p> <p>2 羽毛ふとん、羽根ふとん、毛布、マットレス、シーツ、ふとんカバー、まくら及びまくらカバーの種類及び特徴について一般的な知識を有すること。</p> <p>3 寝具の配色及び色の調和について詳細な知識を有すること。</p> <p>寝具の手入れ及び保存の方法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>寝具に関する日本工業規格</p> <p>家庭用品品質表示法</p> <p>4 安全衛生</p> <p>安全衛生に関する詳細な知識</p> <p>実 技 試 験 寝具製作作業</p>	<p>(1) 寝具の日常手入れの方法</p> <p>(2) 寝具の保存に関し、次に掲げる事項の対策 イ 湿 気      ロ 虫 害      ハ かびの害</p> <p>(3) 寝具の再生加工</p> <p>次に掲げる寝具用の日本工業規格について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 繊維用語（織物部門）</p> <p>(2) 繊維製品用語（衣料を除く繊維製品） （寝具に関する事項に限る。）</p> <p>(3) 綿ふとんわた      (4) ふとん      (5) 綿縫糸</p> <p>(6) 絹縫糸      (7) 手縫針      (8) 工業用ミシン針</p> <p>家庭用品品質表示法について一般的な知識を有すること。</p> <p>1 寝具製作作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 機械、器工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの使用上の安全</p> <p>(2) 整理、整頓<sup>とん</sup>及び清潔の保持</p> <p>(3) 熱処理器具の取扱い上の安全</p> <p>(4) 電気設備・ガス設備・蒸気設備の取扱い上の安全</p> <p>(5) 火災の予防</p> <p>(6) 室内の照明及び換気並びに温度及び湿度の保全</p> <p>(7) 事故時における応急措置</p> <p>(8) その他寝具製作作業に関する安全又は衛生のための必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生法関係法令(寝具製作の作業に関する部分に限る。)について詳細な知識を有すること。</p> <p>3 寝具製品の安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 寝具製品の安全性及び快適性</p> <p>(2) 寝具製品の防炎及び防炎表示</p> <p>(3) 素材及び加工処理剤と健康障害</p> <p>(4) クリーニングの方法</p> <p>(5) 消費者苦情の処理</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
裁 断 縫製作業  わた入れ 仕上げ 加工見積り	裁断作業ができること。 縫製作業に関し、次に掲げることができること。 (1) 手縫いによる縫製作業 (2) ミシン縫いによる縫製作業 わた入れ作業ができること。 仕上げ作業（キルティングを含む。）ができること。 加工見積り作業ができること。

2 2級寝具製作技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

寝具製作の職種における中級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表2の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表2の右欄のとおりである。

表2

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 寝具製作法</p> <p>裁断の方法</p> <p>縫製の手順及び方法</p> <p>わた入れの手順及び方法</p> <p>仕上げの手順及び方法</p> <p>寝具の製作に使用する機械及び器工具の種類及び使用方法</p> <p>2 材 料</p> <p>寝具の材料の種類、組織、</p>	<p>次に掲げる寝具（座ぶとんを含む。以下、同じ。）の裁断の方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 検尺及び検反 (2) 用布の見積り (3) 地直し (4) 柄裁ち (5) ふとん及び座ぶとんの裁ち方</p> <p>次に掲げる寝具製作の縫製の手順及び方法について詳細な知識を有すること（かいまき（夜着）に関するものを除く。）。</p> <p>(1) 縫製の手順 (2) 手縫いによる縫製の方法 (3) ミシンによる縫製の方法</p> <p>寝具製作のわた入れの手順及び方法に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) わたの量の見積り (2) わた入れの手順 (3) 次の寝具のわた入れの方法</p> <p>イ 敷きふとん      ロ 掛けふとん      ハ 座ぶとん ニ 子供用ふとん      ホ 夏掛けふとん      ヘ こたつふとん ト 肌掛けふとん</p> <p>次に掲げる寝具の仕上げの手順及び方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 敷きふとん (2) 掛けふとん (3) 座ぶとん (4) 子供用ふとん (5) 夏掛けふとん (6) こたつふとん (7) 肌掛けふとん</p> <p>次に掲げる寝具の製作に使用する機械及び器工具の種類及び使用方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 裁断用機械器具 (2) 縫製用機械器具 (3) わた入れ用機械器具 (4) 仕上げ用機械器具</p> <p>1 寝具の製作に使用する織物の種類、組織及び用途に関し、次に</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>特徴、用途及び加工方法</p> <p>3 寝具一般</p> <p>寝具の種類及び特徴</p> <p>寝具の手入れ及び保存の方法</p>	<p>掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 次の織物の種類及び特徴</p> <p>イ 絹織物      ロ 綿織物      ハ 麻織物</p> <p>ニ 毛織物      ホ 化繊織物      ヘ 交織織物</p> <p>ト 混紡織物</p> <p>(2) 次の織物組織の特徴</p> <p>イ 基本組織</p> <p>(イ) 平織      (ロ) 斜文織      (ハ) 朱子織</p> <p>ロ 変化組織</p> <p>(イ) 平織の変化組織      (ロ) 斜文織の変化組織</p> <p>(ハ) 朱子織の変化組織</p> <p>ハ 特別組織</p> <p>(イ) 重ね組織      (ロ) からみ組織      (ハ) パイル組織</p> <p>2 寝具の製作に使用する染物の種類及び特徴に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 先染め及び後染め      (2) な染及び浸染</p> <p>3 次に掲げる寝具の材料の種類、特徴及び用途について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) ふとんわた      (2) 縫い糸及びとじ糸</p> <p>4 次に掲げる加工方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 防炎加工      (2) 難燃加工      (3) 防縮加工</p> <p>(4) 防水加工      (5) 防臭加工      (6) 防かび加工</p> <p>(7) 防虫加工      (8) つや消し加工      (9) つや出し加工</p> <p>(10) その他</p> <p>1 次に掲げる寝具（羽毛ふとん及び羽根ふとんを除く。）の種類及び特徴について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 敷きふとん      (2) 掛けふとん      (3) 座ぶとん</p> <p>(4) 子供用ふとん      (5) 夏掛けふとん      (6) こたつふとん</p> <p>(7) 肌掛けふとん</p> <p>2 かいまき（夜着）、羽毛ふとん、羽根ふとん、毛布、マットレス、シーツ、ふとんカバー、まくら及びまくらカバーの種類及び特徴について一般的な知識を有すること。</p> <p>3 寝具の配色及び色の調和について一般的な知識を有すること。</p> <p>寝具の手入れ及び保存の方法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>寝具に関する日本工業規格</p> <p>家庭用品品質表示法</p> <p>4 安全衛生</p> <p>安全衛生に関する詳細な知識</p>	<p>(1) 寝具の日常手入れの方法</p> <p>(2) 寝具の保存に関し、次に掲げる事項の対策 イ 湿気    ロ 虫害    ハ かびの害</p> <p>(3) 寝具の再生加工</p> <p>次に掲げる寝具用の日本工業規格について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 繊維用語（織物部門）</p> <p>(2) 繊維製品用語（衣料を除く繊維製品） （寝具に関する事項に限る。）</p> <p>(3) 綿ふとんわた</p> <p>(4) ふとん</p> <p>(5) 綿縫糸</p> <p>(6) 絹縫糸</p> <p>(7) 手縫針</p> <p>(8) 工業用ミシン針</p> <p>家庭用品品質表示法について一般的な知識を有すること。</p> <p>1 寝具製作作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 機械、器工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの使用上の安全</p> <p>(2) 整理、整頓<sup>とん</sup>及び清潔の保持</p> <p>(3) 熱処理器具の取扱い上の安全</p> <p>(4) 電気設備・ガス設備・蒸気設備の取扱い上の安全</p> <p>(5) 火災の予防</p> <p>(6) 室内の照明及び換気並びに温度及び湿度の保全</p> <p>(7) 事故時における応急措置</p> <p>(8) その他寝具製作作業に関する安全又は衛生のための必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生法関係法令(寝具製作の作業に関する部分に限る。)について詳細な知識を有すること。</p> <p>3 寝具製品の安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 寝具製品の安全性及び快適性</p> <p>(2) 寝具製品の防炎及び防炎表示</p> <p>(3) 素材及び加工処理剤と健康障害</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>実 技 試 験</p> <p>寝具製作作業</p> <p>裁 断</p> <p>縫製作業</p> <p>わた入れ</p> <p>仕上げ</p> <p>加工見積り</p>	<p>(4) クリーニングの方法</p> <p>(5) 消費者苦情の処理</p> <p>裁断（かいまき（夜着）に関するものを除く。）作業ができること。</p> <p>縫製（かいまき（夜着）に関するものを除く。）に関し、次に掲げることができること。</p> <p>(1) 手縫いによる縫製作業</p> <p>(2) ミシン縫いによる縫製作業</p> <p>わた入れ（かいまき（夜着）に関するものを除く。）作業ができること。</p> <p>仕上げ（かいまき（夜着）に関するものを除く。）作業（キルティングを含む。）ができること。</p> <p>加工見積り作業ができること。</p>